

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 六〇五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 六〇五
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 六〇六
- 争議行為を行う旨通知があった件 六〇六
- 福島県病院局 六〇七
- 一般競争入札を行う件二件 六〇七

告 示

福島県告示第七百十七号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年十月二十一日救急病院として認定した。
 平成二十九年十一月七日

名称	所在地	福島県知事 内堀雅雄
福島県厚生農業協同組合連合会 東白川郡塙町大字塙字大町一	平成三二年一〇月二〇日	認定有効期限
会塙厚生病院	五	(地域医療課)

福島県告示第七百十八号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十一月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工

部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年十一月七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
- 二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十一月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び大玉村産業建設部産業課商工観光係に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年十一月七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
 SUPER CENTER PLANT 5 大玉店 福島県安達郡大玉村大字玉貫一〇六番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により大玉村から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十一月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び大玉村産業建設部産業課商工観光係に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年十一月七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄

SUPER CENTER PLANT15 大玉店 福島県安達郡大玉村大字玉貫一〇六番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により大玉村から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、磐梯西部土地改良区が磐梯西部地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年十一月八日から (二十日間)
月二十七日まで

三 縦覧の場所

磐梯町役場

(農村計画課)

公 告

公告第二百三十一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長佐藤和久から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交代制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成二十九年十月二十六日付けで通知があった。

平成二十九年十一月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 日時 平成二十九年十一月十日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステ

ションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、訪問ヘルパーステーション、デイサービスセンター岡小名、通所リハビリテーション、在宅福祉センター、高齢者住宅岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷 鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にここヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションNTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック

三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

福島県病院局

公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成29年11月7日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 診断機器 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成30年2月28日（水）
 - (4) 納入場所 福島県立ふたば医療センター（仮称）（福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚地内）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入一般競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に示す関係書類を添付して、平成29年11月28日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号
福島県病院局病院経営課
電話番号024-521-7228
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成29年11月7日（火）から同月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成29年12月19日（火）午前10時
 - (2) 場所 福島県病院局会議室（福島県福島市中町8番2号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便にて行うものとし、平成29年12月18日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Diagnostic Equipment 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00a.m., 19 December 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 18 December 2017

(4) Contact point for the notice : Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima-shi, Fukushima 960-8043 Japan TEL024-521-7228

(病院経営課)

公告第5号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成29年11月7日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 薬局機器 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成30年2月28日（水）

(4) 納入場所 福島県立ふたば医療センター（仮称）（福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について確実に納入できること。

(5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入一般競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に示す関係書類を添付して、平成29年11月28日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号

福島県病院局病院経営課

電話番号 024-521-7228

- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成29年11月7日(火)から同月28日(火)まで(土曜日、日曜日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成29年12月19日(火) 午前11時
 - (2) 場所 福島県病院局会議室(福島県福島市中町8番2号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便にて行うものとし、平成29年12月18日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Pharmacy Equipment 1set
 - (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00a.m., 19 December 2017
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 18 December 2017
 - (4) Contact point for the notice : Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima-shi, Fukushima 960-8043 Japan TEL024-521-7228

(病院経営課)